

1 収支計画

- 公立大学法人においては、公共的な性格を有し独立採算制を前提としていないこと、損益計算における利益の獲得を制度上予定してないことから、単年度の予算上では、基本的に収支が均衡することになる。

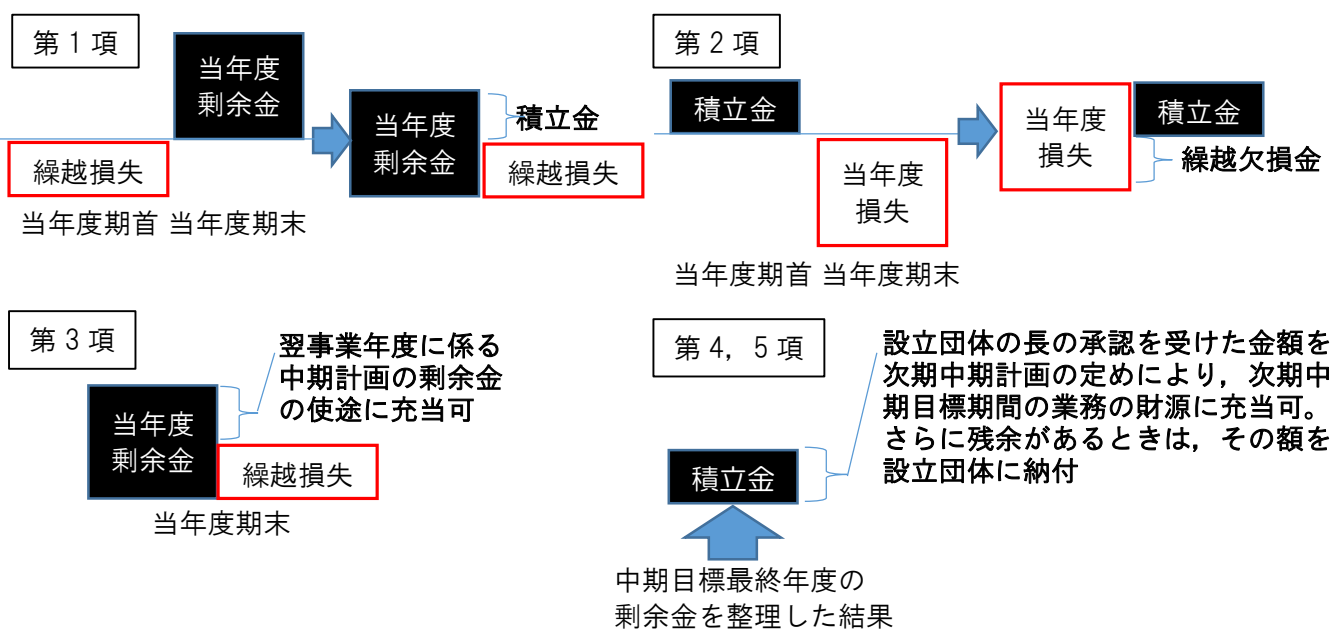
2 剰余金の対応方法

- 公立大学法人において、毎事業年度の利益が生じたときは、剰余金として整理し、設立団体の長に経営努力によるものと認定された場合、「目的積立金」として中期計画に定める用途に充当することが可能である。「目的積立金」を控除してもなお、剰余金がある場合は、その上回る部分は「積立金」とされる。
- 中期計画期間終了時に「積立金」がある場合、設立団体の長の承認を得た上で、次期計画の財源として充当することが可能である。この外に剰余がある場合は設立団体に返還することになる。

※（参考）地方独立行政法人法における関係条項の抜粋

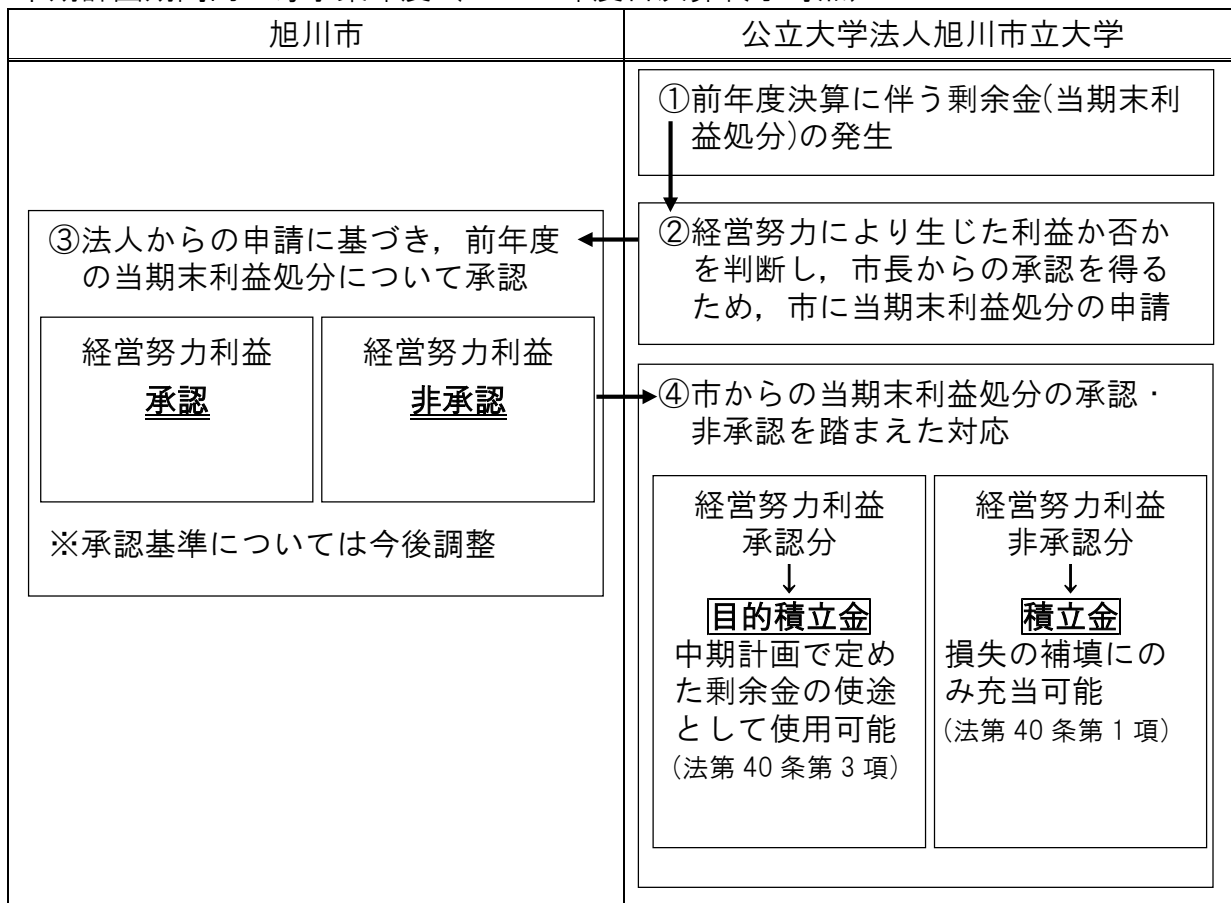
（利益及び損失の処理等）

- 第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。
- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する剰余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。
- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
- 5 地方独立行政法人は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお剰余があるときは、その剰余の額を設立団体に納付しなければならない。
- 6 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。



※剰余金対応に関する流れ（案）

○中期計画期間内の毎事業年度（2～5年度目決算終了時点）



○中期計画終了年度（6年度目決算終了時点）

